

令和 5（2023）年度スタートアップ企業支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

革新的な製品やサービス等を提供するスタートアップ企業は、新たな産業を生み出すとともに、雇用の創出効果が高い。

国はスタートアップ育成 5 か年計画を策定したが、本県においてもスタートアップ企業の創出に取り組んでいるところであり、本事業では、スタートアップ企業の創業希望者に対しては、メンタリング等を実施し、創業を促進するとともに、起業した事業者に対しては、伴走支援等を実施し、事業の拡大を図るほか、令和 6 年度以降の効果的な支援方法等を検討することを目的としている。

2 業務概要

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 業 務 名 | 令和 5（2023）年度スタートアップ企業支援業務 |
| (2) 業 務 内 容 | 別紙「令和 5（2023）年度スタートアップ企業支援業務仕様書」（以下「仕様書という。）のとおり |
| (3) 契 約 期 間 | 契約締結日から令和 6 年 3 月 29 日（金）まで |
| (4) 委託料上限額 | 23,145,000 円（消費税及び地方消費税を含む。） |
| (5) 担当所属及び
問い合わせ先 | 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20
栃木県産業労働観光部経営支援課商業活性化担当
電話 028-623-3177 FAX 028-623-3340
電子メール syougyou@pref.tochigi.lg.jp |

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、「その他のサービス」の入札参加資格を有する者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。
- (3) 参加表明書及び企画提案受付期間までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 条）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 類似業務の受注実績があり、確実に履行できる者であること。

4 プロポーザル実施の手続

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| (1) 実施スケジュール | |
| ア 実施要領等の公表 | 令和 5 年 3 月 17 日（金） |
| イ 実施内容等に関する質問受付期限 | 令和 5 年 3 月 27 日（月）午後 5 時必着 |

ウ	質問に対する回答	令和5年3月31日（金）
エ	参加表明書の提出期限	令和5年4月6日（木）午後5時必着
オ	企画提案書の提出期限	令和5年4月11日（火）午後5時必着
カ	プレゼンテーション・ヒアリング	令和5年4月18日（火）
キ	選定結果の通知・公表	令和5年4月下旬（予定）

(2) 実施要領等の配布

- ア 配布期間：令和5年3月17日（金）～令和5年4月6日（木）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- イ 配布場所：上記2（5）の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページ（お役立ちインフォメーション-入札・公売）からダウンロードできる。
※URL(<http://ww.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/index.html>)

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式1）により電子メールにより提出すること。

なお、質問書を送信した場合は、電話にてメールの受信確認を行うこと。

- ア 受付期間：公募開始日～令和5年3月27日（月） 午後5時必着
- イ 質疑方法：電子メールにより、2（5）に提出すること。
※メールの件名には、「令和5（2023）年度スタートアップ企業支援業務に関する質問書の提出について（御社名）」と記載してください。
- ウ 回答期日：令和5年3月31日（金）
- エ 回答方法：回答は栃木県ホームページ（4（2）イのURL）に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式2）及び確認書（別記様式3）を作成し、下記の期限までに提出すること。

- ア 提出期限：令和5年4月6日（木） 午後5時必着
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- イ 提出場所：2（5）
- ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）
※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。
※封筒には、「令和5（2023）年度スタートアップ企業支援業務委託 参加表明書 在中」と記載すること。
※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和5年4月10日（月）午後5時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

(5) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。

- ※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。
※封筒には、「令和5（2023）年度スタートアップ企業支援業務委託 企画提案書 在中」と記載すること。
- ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。カラー印刷とすること。
- イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

- (ア) 企画提案内容（目的、効果、訴求ポイント等）
- (イ) 実施計画及び全体のスケジュール
- (ウ) 業務遂行人員体制
- (エ) 類似事業の業務実績
- (オ) 見積額

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は、7部（正本1部、副本6部）とする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び見積書について、プレゼンテーション・ヒアリングを実施する。

ア 日時

令和5年4月18日（火）

※時間等、詳細は別途連絡する。

イ 場所（開催方法）

Web

※詳細は別途連絡する。

ウ プレゼンテーション・ヒアリングの時間

35分程度（企画提案書の説明20分、質疑応答15分）

※企画提案書の説明については、20分が経過した場合は、直ちに提案説明は終了とする。企

画提案者は簡潔かつ明瞭な説明に努めること。

エ その他（注意事項）

（ア）各参加者のプレゼンテーション開始時間は、後日、事務局より通知する。なお、各参加者のプレゼンテーションの順番は、事務局において厳正な抽選を行い決定する。

（イ）審査会への出席者については、事前にメールにて報告すること。

（ウ）指定時間に遅れた場合又はプレゼンテーションを行わなかった場合は、審査対象としない。

（エ）審査会は非公開とする。

（オ）プレゼンテーションでは、企画提案の内容を詳細に説明する必要はなく、主要な内容や PR ポイントなどを簡潔に説明すること。

（3）審査方法

企画提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

（4）契約候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、（3）による評価の総合点が最も高い者を契約候補者として選定する。

イ 総合点が最も高い者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、当該者は、当初見積額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が 300 点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

エ 参加者が 1 者の場合でもウの基準により、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

（5）その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が 2（4）の委託料上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について栃木県ホームページ（お役立ちインフォメーション-入札・公売）に公表する。

【公表事項】

（1）契約候補者の名称

（2）（1）以外の参加者の数

7 契約手続

（1）契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。

（2）契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。

（3）選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退

届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。